

改正

平成20年1月31日告示第12号

平成20年12月26日告示第210号

平成23年12月16日告示第180号

平成25年3月29日告示第58号

平成25年9月9日告示第196号

令和元年6月24日告示第38号

令和3年4月1日告示第87号

令和6年4月1日告示第116号

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀鉄道の利用を促進するため、伊賀市内の小中学校、保育所等の児童、生徒等が、学校等の行事として伊賀鉄道を利用した際の運賃に対する補助として交付する伊賀鉄道利用促進補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する伊賀市内の小学校、中学校若しくは幼稚園若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「学校等」という。）が行う行事であって、その生徒、児童、園児等（以下「生徒等」という。）が伊賀鉄道を利用するもの（全ての生徒等が同一行程で伊賀鉄道を利用するものに限る。）
- (2) 住民自治協議会（伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第24条に規定する住民自治協議会をいう。以下同じ。）又は自治会等（自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第8条の規定による通知を受けた団体をいう。以下同じ。）が当該地域内の生徒

等を対象に行う事業であって、当該生徒等が伊賀鉄道を利用するもの（全ての生徒等が同一行程で伊賀鉄道を利用するものに限る。）

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業において伊賀鉄道に支払う伊賀鉄道線区間に係る生徒等の旅客運賃（伊賀鉄道の団体割引が適用できる場合は、当該割引後の旅客運賃）とする。

（補助対象団体）

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 学校等
- （2） 学校等のPTA
- （3） 学校等の子ども会組織
- （4） 自治会等
- （5） 住民自治協議会
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表の利用人数の欄に掲げる区分に応じ、その右欄に定める式により算定した額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

利用人数		補助金の額
15人以上		補助対象経費の額×0.5
15人未満	中学校	補助対象経費の額－（補助対象経費の額×0.7×0.5）
	小学校	補助対象経費の額－（補助対象経費の額×0.8×0.5）
	保育所	
	幼稚園	補助対象経費の額－（補助対象経費の額×0.9×0.5）
	その他団体	

（交付の申請書の様式）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀鉄道利用促進補助金交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

（着手届の不要）

第7条 規則第12条第1項の規定は、補助対象事業について適用しない。

(実績報告書の様式等)

第8条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、伊賀鉄道利用促進補助金実績報告書(様式第2号)により乗車日から起算して15日を経過する日又は乗車日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

2 乗車人員の変更による規則第6条第2項の規定による申請は、前項の報告において当該変更の内容を示すことによりこれに代えることができる。この場合において、規則第7条第3項の規定は、適用しない。

(補助金の請求)

第9条 規則第14条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助対象団体は、伊賀鉄道利用促進補助金請求書(様式第3号)により補助金の請求を行うものとする。

(補助金の終期)

第10条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月31日告示第12号)

この告示は、平成20年1月31日から施行し、この告示による改正後の伊賀鉄道団体利用促進補助金交付要綱の規定は、平成20年度申請分から適用する。

附 則 (平成20年12月26日告示第210号)

この告示は、平成21年1月5日から施行する。

附 則 (平成23年12月16日告示第180号)

この告示は、平成23年12月16日から施行し、改正後の伊賀鉄道団体利用促進補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日告示第58号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日告示第196号)

この告示は、平成25年9月9日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日告示第38号)

この告示は、令和元年6月24日から施行し、改正後の伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年4月1日告示第116号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊賀鉄道利用促進補助金交付申請書

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 所在地

学校名等

代表者名

伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 団 体 名					
2 乗 車 人 員	中学生	小学生以下	内、無賃扱い人員		合計
			中学生	小学生以下	
	人	人	人	人	
3 利 用 目 的					
4 乗車年月日	年 月 日				
5 乗 車 区 間	～				
	～				
6 乗 車 列 車	駅	時 分 発			
	駅	時 分 発			
7 運 賃 合 計 (見込み)	円				
8 交 付 申 請 額	円 (第5条の計算式による)				

申 請 団 体 担 当 者	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	

伊賀鉄道利用促進補助金実績報告書

年 月 日

伊賀市長 様

所 在 地

学校名等

代表者名

年 月 日付で交付決定を受けた伊賀鉄道利用促進補助金について、伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、事業の実績を報告します。

1 団 体 名					
2 乗 車 人 員	中学生	小学生以下	内、無賃扱い人員		合計
			中学生	小学生以下	
	人	人	人	人	人
3 運 賃 明 細 (無賃を除く補助対象人員分)	中学生	円 ×	人	=	円 … ①
	小学生以下	円 ×	人	=	円 … ②
4 精算支払額 合 計	円 ①+② (交付決定額 円)				
5 補 助 金 額	円 (第5条の計算式による)				
6 乗車年月日	年 月 日				
7 目 的					
8 目 的 地					
9 乗 車 区 間	～				
	～				
10 乗 車 列 車	駅	時 分 発			
	駅	時 分 発			

添付書類：団体乗車券の写（団体割引の適用を受けた場合）、領収書の写

事務担当者 連絡先	担当者氏名	
	電話番号	

伊賀鉄道利用促進補助金請求書

年 月 日

伊賀市長 様

請求者 所 在 地
学校名等
代表者名

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助金の交付を受けたく下記金額を請求します。

記

円

振 込 先
金融機関名：
支 店 名：
種 別： 普通・当座
口座番号：
フリガナ
口座名義：

事務担当者 連絡先	担当者氏名	
	電話番号	